

エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律施行規則
の一部を改正する省令について

令和6年3月15日
経済産業省資源エネルギー庁
省エネルギー・新エネルギー部
省エネルギー課

1. 題名

エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律施行規則の一部を改正する省令について

2. 趣旨

エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律施行規則の一部を改正し、災害等やむを得ない事由がある場合には、特定事業者等が資質の向上を図る講習を受けさせる期間についての延長の措置を講じる。

3. 意見公募手続の実施の有無

意見公募手続は実施していません。

4. 意見公募を行わなかった理由

本件は、令和6年能登半島地震対応の観点から、公益上緊急に省令の改正の必要があり、30日以上の意見提出期間を定めた意見公募を行うことが困難であったため、行政手続法第三十九条第四項第一号に基づき、意見の募集を行いませんでした。